

## 電話や情報通信機器等による服薬指導を受けられる薬局の一覧作成のための調査要領

## 1 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、医療機関関係者・患者等に対して、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施する薬局の情報を把握し、その薬局の一覧を作成・公表する。

## 2 調査票提出施設

事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施する薬局（事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施しない薬局については提出する必要はありません。）

## 3 調査実施方法

## (1) (一社)群馬県薬剤師会の会員の方

群馬県薬剤師会会員ホームページ(<https://www.gunyaku.or.jp/member/index.html>)にて必要事項を入力する。

## (2) (一社)群馬県薬剤師会の会員以外の方

別紙2「電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施する薬局の調査票」を群馬県ホームページ(URL:[https://www.pref.gunma.jp/02/d50g\\_00056.html](https://www.pref.gunma.jp/02/d50g_00056.html))よりダウンロードして、エクセルファイルを用いて、群馬県健康福祉部薬務課メールアドレス([yakumuka@pref.gunma.lg.jp](mailto:yakumuka@pref.gunma.lg.jp))あて、電子メールにより提出する。なお、FAX等電子メール以外での提出を希望する場合、群馬県健康福祉部薬務課（電話：027-226-2663、FAX：027-223-7872）へ連絡すること。

## (3) 記入に際しての留意事項

ア 同一薬局開設者が複数の薬局について提出する際、適宜、行を増やして提出することは差し支えありません。

イ 「薬局の名称」欄について、薬局開設の許可証と同じ表記とすること。

ウ 「郵便番号」欄について、半角数字、ハイフンなしで記入すること(例 3718570)。

エ 「薬局の所在地」欄について、薬局開設の許可証と同じ表記とし、「群馬県」は記入しないこと。なお、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を付記することは差し支えない。地番等は、半角数字とすること(例 前

橋市大手町 1-1-1)。

オ 「電話番号」、「FAX番号」欄について、半角数字、半角ハイフン「-」を入れて記入すること（例 027-226-2663）。

カ 「対応可能時間等」欄について、曜日と時間を併記し、曜日によって時間が異なる場合、半角コンマ「,」を用いて分けること。曜日は「月」、「火」、「水」、「木」、「金」、「土」、「日」、「祝」を用いて、記載すること。連続する曜日は波ダッシュ「~」を用い、連続しない曜日は半角中点「・」を用いて記載すること。時間は24時間表記で、半角数字、半角コロン「:」、半角ハイフン「-」を用いて記載すること（例 月・水・金~土 9:00-19:00, 火・木 9:00-15:00）。

キ 「服薬指導等で使用する機器」、「処方箋の受付方法」、「薬剤の配送方法」、「支払方法」、「服薬期間中の服薬情報の把握に使用する機器」欄について、該当する項目に「●」印を記入すること。「その他」の項目について該当することがあれば、簡潔に記入すること。

#### 4 提出期限

令和2年4月24日（金）

#### 5 調査結果の更新

公表する薬局の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない薬局であって、新たに事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた服薬指導を実施することとした薬局は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を提出すること。